

～子どもたちの健やかな成長を願～



千歳市職員の

子育て支援に関する行動計画

～特定事業主行動計画



計画策定者

千歳市長
千歳市選挙管理委員会
千歳市公平委員会
千歳市公営企業管理者
千歳市教育委員会（教職員を除く）

千歳市議会議長
千歳市代表監査委員
千歳市消防長
千歳市農業委員会

目 次

策定者を代表して ～ 千歳市長 …… 2

I 総論 …… 3

1 趣旨

2 目的

3 計画期間

4 計画の推進体制



II 具体的な内容 …… 4

1 職員の勤務環境に関するもの …… 4

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

(2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の推進

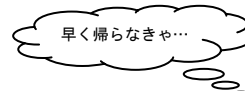
(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備

(4) 庁内託児施設の活用等

(5) 超過勤務の縮減

(6) 休暇の取得の促進

(7) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組



2 その他の次世代育成支援対策に関する事項 …… 9

(1) 子育てバリアフリー

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

(3) 子どもとふれあう機会の充実

(4) 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上



策定者を代表して



策定者を代表して、一言ごあいさつ申し上げます。

急速な少子高齢化は、我が国の経済社会に重大な影響を与え、国民生活に深刻な影響をもたらすものであります。

「北海道で一番若いまち千歳」においても、その影響の度合いは同様と考えております。

政府は、これらの課題に向け「次世代育成支援に関する当面の取組み方針」を決定し、国や地方公共団体、企業等が一体となって取組みを進めるため、その第一歩として「次世代育成支援対策推進法」を平成15年7月に公布したところであり、千歳市も職員を雇用する事業主の立場から「子育て支援に関する行動計画～特定事業主行動計画」を策定するに至ったところです。

次代の社会を担う子どもを安心して生み育てることができる環境を整備し、子どもが心身ともに健やかに育ち、子どもを育てる職員が真に誇りと喜びを感じることでできる職場環境の実現を、この計画で求めております。

私は、職員一人ひとりが、この計画の趣旨や目的を十分理解し、機関全体で取り組むことが重要であると考えます。

「地域行動計画」の推進とともに、この計画が地域社会全体の牽引役となり、少子化の進行に歯止めをかけるための一助となるよう期待しております。

平成17年1月

千歳市長 山口 幸太郎

Ⅰ 総論

1 趣旨

急速な少子化の進行は、消費の減少や労働力供給の減少などで経済成長率低下のおそれがあり、加えて人口に占める高齢者の割合が高まるなか、現役世代の社会保障の負担が増大し、これらは経済社会の様々な分野に深刻かつ重大な影響を及ぼすものであります。

これらを踏まえまして、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が公布され、各地方公共団体には「地域行動計画」の策定を、事業主としての一定の企業には「一般事業主行動計画」の策定を、同じく事業主としての国や地方公共団体には「特定事業主行動計画」の策定が義務づけられております。

国、地方公共団体、企業等が一体となって、「子育てと仕事の両立支援」、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代育成支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」を柱に取組みを進めることとしております。

2 目的

行動計画策定指針（※）に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、本計画を策定し、それを地域社会に公表・反映させることを目的とします。

※ 行動計画策定指針では、次の6項目を基本的な視点として、この視点に基づき行動計画を策定しております。

- ① 職員の仕事と子育ての両立の推進という視点
- ② 機関全体で取り組むという視点
- ③ 機関の実情を踏まえた取組の推進という視点
- ④ 取組の効果という視点
- ⑤ 社会全体による支援の視点
- ⑥ 地域における子育ての支援の視点

3 計画期間

- | | |
|--------------|----------------------------|
| Ⅰ 平成17年度当初策定 | 平成17年4月1日 から 平成22年3月31日 まで |
| Ⅱ 平成20年度見直し | 平成21年4月1日 から 平成24年3月31日 まで |
| Ⅲ 平成23年度見直し | 平成24年4月1日 から 平成27年3月31日 まで |

4 計画の推進体制

平成16年8月1日付けにおいて、総務部次長を委員長に、各任命権者ごとの庶務担当課長（市長部局を除く。）及び職員課長を委員として、千歳市特定事業主行動計画策定・実施委員会（以下「委員会」という。）を設置しております。また、委員会の事務局は総務部職員課が主管しております。

- ① 委員会は、職員に「次世代育成支援対策」に関する情報を提供します。
- ② 委員会は、職員に「行動計画」の内容を周知します。
- ③ 仕事と子育ての両立等についての相談は、事務局で受け付けます。
- ④ 委員会は、本計画の実施状況について年度ごとに把握等を行い、職員のニーズを踏まえて、その後の対策や計画の見直し等を図ります。

※ 策定した「特定事業主行動計画」に定めた目標の達成に向けて機関全体で取り組むため、計画を機関内に周知し、機関全体で取組みを推進することが重要です。

II 具体的な内容

1 職員の勤務環境に関するもの

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

①母性保護及び母性管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図る。

【行動目標】 職員用ポータルサイトで制度を周知する。

【実施時期】 平成 17 年 4 月 1 日～ 継続して実施

②出産費用の経済的支援措置について周知徹底を図る。

【行動目標】 職員用ポータルサイトで制度を周知する。

【実施時期】 平成 17 年 4 月 1 日～ 継続して実施

③妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。

【行動目標】 職員用ポータルサイトで周知する。

【実施時期】 平成 17 年 4 月 1 日～ 継続して実施

④妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、超過勤務を原則として命じないこととする。

【行動目標】 職員用ポータルサイトで制度を周知する。

【実施時期】 平成 17 年 4 月 1 日～ 継続して実施

(2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の推進

①父親が子どもの出生時に 5 日間程度の休暇を取得できるようにする。

【行動目標】 「年次有給休暇の計画的取得の促進等について」周知の際、特別休暇（配偶者出産休暇）に併せた年次有給休暇取得の奨励を行う。

【実施時期】 平成 18 年 3 月 1 日～ 継続して実施

②子どもの出生時における父親の特別休暇及び年次休暇の取得促進（5 日間程度）について周知徹底を図る。

【行動目標】 「年次有給休暇の計画的取得の促進等について」周知の際、特別休暇（配偶者出産休暇）に併せた年次有給休暇取得の奨励を行う。

【実施時期】 平成 18 年 3 月 1 日～ 継続して実施

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備

ア 育児休業及び部分休業制度等の周知

①育児休業等に関する資料を各部局に通知・配布し、制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得推進について周知徹底を図る。

【行動目標】 職員用ポータルサイトで制度を周知する。

【実施時期】 平成 17 年 4 月 1 日～ 継続して実施

②妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続きについて説明を行う。

【行動目標】 分娩予定証明の提出があった職員に対し、職員課から制度や手続きの案内を送付し、申し出のある職員には相談に応じる。

【実施時期】平成17年4月1日～ 継続して実施

③研修等において、育児休業制度等の制度説明を行う。

【行動目標】新規採用職員研修において説明を実施する。

【実施時期】平成17年4月1日～ 継続して実施

④子の看護休暇及び育児時間休暇(特別休暇)の取得推進について周知徹底を図る。

【行動目標】職員用ポータルサイトに制度概要を掲載している「千歳市職員のための子育て支援ハンドブック」を掲示し、制度を周知する。

【実施時期】平成21年4月1日～ 継続して実施

イ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成

①育児休業の取得の申出があった場合、事例ごとに当該部署において業務分担の見直しを行う。

【行動目標】職員が安心して育児休業に入れるよう、所属長に対し、業務分担の見直し等を促す。

【実施時期】平成17年4月1日～ 継続して実施

②幹部会議等の場において、担当部署から定期的に育児休業等の制度の趣旨を徹底させ、職場の意識改革を行う。

【行動目標】庁議等にて制度の趣旨を徹底し、各職場において意識啓発を図る。

【実施時期】平成17年4月1日～ 継続して実施

ウ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

①育児休業中の職員に対して、休業期間中の広報誌や通達等の送付等を行う。

【行動目標】所属長に対し、職務上有用な情報については、適宜育児休業者に対して所属から情報提供するよう依頼する。

【実施時期】平成24年4月1日～

②新システムの導入や制度改正など、復帰時における職場研修等を実施する。

【行動目標】所属長に対し、育児休業から復職した職員の円滑な職場復帰の支援を依頼する。

【実施時期】平成24年4月1日～

エ 育児休業に伴う任期付採用及び臨時的任用制度の活用

①部内の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、臨時的任用制度の活用による適切な代替要員の確保を図る。

【行動目標】育児休業代替要員の人件費予算を措置するとともに、所属長からの依頼に応じて代替の臨時的任用職員を配置する。

【実施時期】平成17年4月1日～ 継続して実施

②任期付職員の任用に関する要綱を策定し、代替要因の確保を図る。

【行動目標】育児休業職員の代替として臨時的任用職員で対応できない職については、所属長からの依頼に応じて任期付職員を確保し配置する。

【実施時期】平成17年4月1日～ 継続して実施

(4) 庁内託児施設の活用等

①病院内保育室について、職員のニーズ調査を実施し、活用に向けた検討を行う。

【行動目標】意識調査に基づき、活用に関する改善の必要性について、協議～検討～実施のサイクルを継続する。

【実施時期】平成17年4月1日～ 継続して実施

(5) 超過勤務の縮減

ア 小学校就学時期に達するまでの子どものいる職員の深夜業務及び超過勤務の制限の制度の周知

【行動目標】職員用ポータルサイトで制度を周知する。

【実施時期】平成17年4月1日～ 継続して実施

イ 一斉定時退庁日等の実施

①ノー残業デーを継続し、職員の健康管理への配慮や人件費の抑制を図るとともに、子どもとの関わりの時間を確保するため、幹部職員による退庁の垂範率先と定時退庁の注意喚起を行う。

【行動目標】庁内放送等を継続し、注意喚起する。

【実施時期】平成17年4月1日～ 継続して実施

②巡回指導による定時退庁の実施徹底を図る。

【行動目標】定期的な巡回指導を行う。

【実施時期】平成17年4月1日～ 継続して実施

③定時退庁ができない職員が多い部署を人事当局が把握し、管理職員への指導の徹底を図る。

【行動目標】上記巡回で実態を把握し、改善が見受けられない部署の管理職に対し、所属長ヒアリング等により指導を行う。

【実施時期】平成18年4月1日～ 継続して実施

ウ 事務の簡素合理化の推進

①「実施型・改善報告制度」を推進し、効率的な事務遂行を図る。

【行動目標】「実施型・改善報告制度」を推進し、定着させる。

【実施時期】平成24年3月1日～ 継続して実施

②定例・恒常的業務に係る事務処理のマニュアル化を図る。

【行動目標】「千歳市職員の意識改革アクションプラン」による啓発や職員用ポータルサイトで周知する。

【実施時期】平成20年5月1日～ 継続して実施

エ 超過勤務の縮減のための意識啓発等

①部局・課ごとの超過勤務の状況を、人事当局等で把握できるようにし、超過勤務の多い職場の管理職からのヒアリングを行った上で、注意喚起を行う。

【行動目標】所属長ヒアリングを個別に実施し現況を把握するとともに、管理職に対し、注意喚起を継続する。

【実施時期】平成17年4月1日～ 継続して実施

②超過勤務縮減の取組の重要性について、超過勤務縮減キャンペーン週間等の実施を通じて管理職を含む職員への意識啓発を図る。

【行動目標】縮減の意識啓発として、職員用ポータルサイトにおいて、年に1回、超過勤務縮減キャンペーン週間の実施を奨励する。

【実施時期】平成21年4月1日～ 継続して実施

オ 以上のような取組を通じて、各職員の1年間の超過勤務時間数について、人事院指針等に定める上限目安時間の360時間の達成に努める。

【目標値】1年間の超過勤務時間が360時間を超過した職員については、所属長に通知し、併せて超過勤務の縮減に努めるよう啓発する。

【実施時期】平成24年4月1日～ 継続して実施

(6) 休暇の取得の促進

ア 年次休暇の取得の促進

①職員が年間の年次休暇取得目標日数を設定し、その確実な実行を図る。

【目標値】一人当たりの年次休暇取得日数を12日以上とする。取得促進のため、次号以下の取組みを実施する。

【実施時期】平成17年4月1日～ 継続して実施

②幹部会議等の場において、担当部署から定期的に休暇の取得促進を徹底させ、職場の意識改革を行う。

【行動目標】庁議等にて定期的に休暇取得促進の意識啓発を行い、休暇が取得しやすい職場環境づくりを啓発する。

【実施時期】平成17年4月1日～ 継続して実施

③子どもの予防接種実施日や授業参観日における年次休暇の取得促進を図る。

【行動目標】職員用ポータルサイトで子育てに係る年次休暇の取得促進を周知する。

【実施時期】平成21年4月1日～ 継続して実施

④年次休暇取得の促進に向けた新たな取組みを調査・検討し、実施可能なものから取組み、次期計画見直しに反映させる。

【行動目標】誕生日や結婚記念日等における休暇（メモリアル休暇）について、職員用ポータルサイトで取得促進を周知する。

【実施時期】平成21年4月1日～ 継続して実施

イ 連続休暇等の取得の促進

①ゴールデン・ウィークやお盆期間における公式会議の自粛を行う。

【行動目標】職員用ポータルサイト等で啓発する。

【実施時期】平成21年4月1日～ 継続して実施

②夏季休暇と組み合わせた連続休暇の取得を促進させる。

【行動目標】文書配布及び職員用ポータルサイト等で啓発する。

【実施時期】平成17年4月1日～ 継続して実施

③連続休暇取得の促進に向けた新たな取組みを調査・検討し、実施可能なものから取組み、次期計画見直しに反映させる。

【行動目標】 週休日に連続する休暇の取得（ハッピーマンデー・ハッピーフライデー）の推進を職員用ポータルサイト等で実施する。

【実施時期】 平成 21 年 4 月 1 日～ 継続して実施

ウ 以上のような取組みを通じて、職員 1 人当たりの年次休暇取得率を向上させる。

【目標値】 一人当たりの年次休暇取得日数対前年比 10%増とする。

【実施時期】 平成 24 年 4 月 1 日～ 継続して実施

(7) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

①職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正について、「男女共同参画通信」などにより情報提供や意識啓発を行う。

【行動目標】 「男女共同参画通信」の発行など、文書配布や職員用ポータルサイト等で継続して意識の啓発・高揚を促す。

【実施時期】 平成 17 年 4 月 1 日～ 継続して実施

②女性の管理・監督職等による「相談員」を設置し、女性職員の相談に応じる体制を構築する。

【行動目標】 「相談員」の役割・組織内の位置付けを明確にし、具体的な任命方法や所掌内容などについて検討を行う。

【実施時期】 平成 24 年 4 月 1 日～

③各年齢層（新人～管理職）に対して、研修を通じた意識啓発を行う。

【行動目標】 新規採用職員研修、新任係長職研修において、実施する。

【実施時期】 平成 17 年 4 月 1 日～ 継続して実施

④「特定職員による職場でのお茶くみ廃止」等について周知徹底を図る。

【行動目標】 (7) ①の実施により周知徹底を継続する。

【実施時期】 平成 17 年 4 月 1 日～ 継続して実施

(8) 子育て支援ハンドブックの作成

出産、育児等に関する休暇制度や経済的支援制度などについての概要書を策定し、各制度を周知する。

【行動目標】 制度改正など速やかに更新し、制度の活用と併せて周知を行う。

【実施時期】 平成 21 年 4 月 1 日～ 継続して実施



子育て支援ハンドブック

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

外部からの来庁者の多い庁舎において、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイ
シ・ベビーベッド・ベビーカーの設置等を維持する。

【行動目標】 現施設の維持継続に努める。

【実施時期】 平成 17 年 4 月 1 日～ 継続して実施

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

ア 子ども・子育てに関する地域貢献活動

子どもの接し方や子育てのあり方及び子どもの体験活動等を支援する。

【行動目標】 子育て総合支援センター開所、ちとせ子育てネットの開設、子育てガイド
ブックの発行などのように、子育て全般に係る支援を継続実施し、家庭及
び地域の教育力向上に努める。

【実施時期】 平成 17 年 4 月 1 日～ 継続して実施

イ 子ども活動の場の提供

子どもが参加する地域の活動に敷地や施設を提供する。

【行動目標】 子育て総合支援センター、児童館などにおける活動のほか、現行実施して
いる施設等の提供を継続する。

【実施時期】 平成 17 年 4 月 1 日～ 継続して実施

ウ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

①交通事故予防について綱紀肅正通知による呼びかけを実施する。

【行動目標】 従来から実施している綱紀肅正の通知に、交通事故予防として、子どもに
対する注意呼びかけを盛り込む。

【実施時期】 平成 24 年 4 月 1 日～

②公用車の運転手に対し、交通安全講習会を実施する。

【行動目標】 運転を行う全職員を対象に年に 1 回以上、交通安全講習会を実施する。

【実施時期】 平成 17 年 4 月 1 日～ 継続して実施

(3) 子どもとふれあう機会の充実

職員レクレーション活動の実施にあたっては、子どもを含めた家族全員が参加で
きるようにする。

【行動目標】 運転を行う全職員を対象に年に 1 回以上、交通安全講習会を実施する。

【実施時期】 平成 17 年 4 月 1 日～ 継続して実施

(4) 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上

職員に対し、家庭における子育てやしつけのヒント集等を活用し、家庭教育に関
する情報の提供を行う。

【行動目標】 家庭教育手帳（文部科学省発行）を職員用ポータルサイトに掲示し活用を
周知する。

【実施時期】 平成 23 年 4 月 1 日～ 継続して実施